

職員の出勤抑制等の実施状況について（令和3年7月12日公表、令和4年1月31日訂正）

出勤抑制等の実施状況

集計期間：令和3年6月21日（月）～令和3年7月9日（金）

集計日 (まん延防止等重点措置期間中の毎週水曜日)	出勤抑制 (在宅勤務 ^(※1) ・職免・休暇等の合計)		時差出勤	
	削減数	削減率 ^(※3)	実施数	実施率
7月7日(水)	463人	49.8% (34.3%)	4,160人	47.4%
6月30日(水)	422人	45.4% (31.3%)	4,048人	46.1%
6月23日(水)	446人	48.0% (33.0%)	3,992人	45.5%

○集計項目別対象職員

- (1) 出勤抑制：新型コロナウイルス感染症対応及び行政機能維持のために出勤が必要となる職員^(※2)を除く職員数（約9,330人）
- (2) 時差出勤については、非常勤職員を除く全職員（約8,780人）が対象。

※1 在宅勤務は、終日実施だけでなく半日実施も含む。

※2 行政機能維持のために必要な業務とは、各種申請受付や相談対応といった府民の方への窓口対応、道路や庁舎、機械設備等のインフラ維持管理、工事対応、福祉施設や学校の運営業務等、出勤して実施することが必要な業務に加え、まん延防止等重点措置期間中における飲食店見回り業務を含む。

※3 ()内は、緊急事態宣言措置期間中（令和3年4月25日～6月20日）の職員の出勤抑制の公表に用いた新型コロナウイルス感染症対応及び行政機能維持のために出勤が必要となる職員を除く職員数（約1,350人）で算出した場合の削減率。

出勤抑制の目標

まん延防止等重点措置期間において、7割以上の削減率を目標とする。